

●第10回広島市都市計画審議会(H14年11月28日開催)

議 案	名 称 等	議 案 の 内 容
用途地域の変更について (広島市決定)	広島市全域	<p>(1)建築基準法等の一部を改正する法律(平成14年法律第85号)に基づき、12種類ある用途地域のうち、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域及び工業地域の都市計画に定める内容に、新たに建ぺい率を加えるための変更を行う。なお、これらの用途地域の建ぺい率は、従前に適用されていた内容で指定することとする。</p> <p>(2)建築基準法の改正(平成12年法律第73号)に伴い、「建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合」及び「建築物の建築面積の敷地面積に対する割合」をそれぞれ「建築物の容積率」及び「建築物の建ぺい率」に改める。</p>
建築基準法第52条第7項の規定による住宅系建築物の容積率制限の緩和を行わない区域の指定について (特定行政庁:広島市)	広島市域のうち容積率制限の緩和の対象となる地域	<p>建築基準法の改正(平成14年7月12日公布、平成15年1月1日施行)により、容積率制限を迅速に緩和する制度(同法第52条第7項)が導入された。しかしながら、本市において、この容積率制限の緩和を全面的に適用した場合、現行規制に対して急激な環境変化を伴い、周辺への影響が懸念されるため、建築基準法第52条第7項第1号括弧書きの規定に基づき、法施行当初は、現行どおりの容積率制限となるように、緩和の対象となる用途地域の全域について、容積率制限の緩和を行わない区域として指定するものである。</p>
建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく建築許可に係る一般廃棄物処理施設の敷地の位置について (特定行政庁:広島市)	廃プラスチック圧縮梱包施設(中区江波沖町5番1号)	<p>建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき申請のあった一般廃棄物処理施設の敷地の位置について、都市計画上支障がないと認めようとするものである。</p>